

北区スポーツ推進委員協議会会則

(名称)

第1条 本会は、北区スポーツ推進委員協議会と称し事務局を北区地域振興部スポーツ推進課に置く。

(所在地)

第2条 本会を次の所在地に置く。

住所 東京都北区王子1-11-1 北とびあ10階

(目的)

第3条 本会は、北区スポーツ推進委員（以下「会員」という）相互の連携と資質の向上をはかり、会員の職務遂行に資することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次のことを行う。

- 一 会員相互の連絡に関すること。
- 二 総合型地域スポーツクラブの設立に関すること。
- 三 総合型地域スポーツクラブの育成・支援に関すること。
- 四 地域・職域団体が行うスポーツ・レクリエーションに関し協力すること。
- 五 区民のスポーツ活動促進のため組織の育成並びに指導、助言に関すること。
- 六 スポーツ・レクリエーションの振興に必要な調査・研究に関すること。
- 七 その他、会員の職務遂行に必要な研修・視察並びに本会の運営に必要な事項に関すること。

(組織)

第5条 本会は、北区スポーツ推進委員をもって組織する。

- 2 本会には必要に応じて部会を置くことができる。
- 3 各部会は必要に応じて、委員会を置くことができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長3名 会計2名
地区長3名（王子・赤羽・滝野川各地区1名）

- 2 前条第2項の規定に基づき部会を置いたときは、部会ごとに部長を1名置くことができる。

(役員を選出及び任期)

第7条 前条で定める役員の内、会長については、各地区から1名ずつ選考委員を選出し、この選考委員が協議の上推薦する者とする。会長が欠けたとき、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は会長が指名するものとする。
- 3 役員の任期は、当期第1回総会から次期第1回総会までとする。
- 4 欠員が生じ補充した場合は、第7条第1項の規定を準用する。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 二 副会長は会長を補佐し、事故あるときは、その職務を代行する。
- 三 会計は、本会の会計を掌握する。
- 四 地区長は、地区委員と意思疎通をはかり、目的の達成に努める。
- 五 部長は、本会の活動の目的達成に努める。

(会計監事)

第9条 本会に、会計監事2名を置き、本会の会計を監査する。

(会議)

第10条 第3条の目的を達成するため、必要に応じて以下の会議を開催する。

- 一 全体会
- 二 役員会

2 前項の会議の外、会長が必要と認めたときは、会計及びその他会員を出席させる拡大役員会を開催することができる。

(定足数)

第11条 前条第1項第一号の会議は、第16条で定めるもののほかは、会員の3分の1以上の出席で成立し、出席会員過半数の賛成により議決する。

(活動計画)

第12条 役員は、1年を単位とする活動計画書を作成した上全体会に諮り、会員の承認を得なければならない。

(経費)

第13条 会の運営に関する経費は、会費（月額一人2,000円）及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、1年を単位とする。

(決算)

第15条 会計は、前条で規定する会計年度が終了したときは、決算書を調製した上全体会に諮り、会員の承認を得なければならない。

(会則の変更)

第16条 この会則の変更は、全体会に諮り、会員の3分の2以上の賛成により議決する。

(会則の承認)

第17条 この会則は、スポーツ推進委員の改選があったときは、改選後のスポーツ推進委員の3分の2以上が出席する第10条第1項第一号に規定する会議に諮り、出席者の過半数の承認を受けなければならない。

(付 則)

平成24年3月30日設立

この会則は、平成24年4月1日から適用する。

この会則は、平成25年3月12日から適用する。

この会則は、平成26年4月1日から適用する。

この会則は、平成27年9月1日から適用する。

この会則は、平成28年4月1日から施行する。